

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の取り組みについて

イ 介護職員処遇改善加算

<取り組み内容>

常用雇用又は契約社員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算を支給する。

介護職員処遇改善加算の賃金改善方法は、(1) 基本給、資格手当、特別手当、役職手当、扶養手当、休日手当、土・日加算手当、その他各種手当の給与項目に含む(2) 処遇改善加算手当(3) 特別報奨金または一時金として支給する。

支給優先順位は(1)、(2)、(3)とし、年度実績報告時までに支給額が算定額を下回る場合は、6月にて特別報奨金または一時金として調整し、残額を支給する場合がある。

ただし、処遇改善加算が継続した場合であり、支給額は勤務期間や勤務時間により異なるものとする。

ロ 介護職員等特定処遇改善加算

<経験・技能のある介護職員の考え方>

当社における経験・技能のある介護職員とは、サービス提供責任者の中で、介護福祉士取得後、常勤換算の経験年数の長い職員とする。

<取り組み内容>

常用雇用又は契約社員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算を支給する。支給優先順位は経験・技能のある介護職員に対する資格手当増額を優先する。残額については下記(1)、(2)、(3)の優先順位とし、年度実績報告時までに支給額が算定額を下回る場合は、6月にて特別報奨金または一時金として調整し、残額を支給する場合がある。介護職員処遇改善加算の賃金改善方法は、(1) 基本給、資格手当、特別手当、役職手当、扶養手当、休日手当、土・日加算手当、その他各種手当の給与項目に含む(2) 処遇改善加算手当(3) 特別報奨金または一時金として支給する。ただし、処遇改善加算が継続した場合であり、支給額は勤務期間や勤務時間により異なるものとする。

経験・技能のある介護職員には上記経験年数に応じて資格手当を増額し、改善後の賃金が年額440万円以上になる賃金体系を設ける。

福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取り組みについて

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

<取り組み内容>

常用雇用又は契約社員の別を問わず、厚生労働省の定める福祉・介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、福祉・介護職員処遇改善加算を支給する。

福祉・介護職員処遇改善加算の賃金改善方法は、(1) 基本給、資格手当、特別手当、役職手当、扶養手当、休日手当、土・日加算手当、その他各種手当の給与項目に含む (2) 処遇改善加算手当 (3) 特別報奨金または一時金として支給する。

支給優先順位は (1)、(2)、(3) とし、年度実績報告時までに支給額が算定額を下回る場合は、6 月にて特別報奨金または一時金として調整し、残額を支給する場合がある。

ただし、処遇改善加算が継続した場合であり、支給額は勤務期間や勤務時間により異なるものとする。

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

<経験・技能のある介護職員の考え方>

当社における経験・技能のある介護職員とは、①もしくは②とする。

①当社における経験・技能のある介護職員とは、サービス提供責任者の中で、介護福祉士取得後、常勤換算の経験年数の長い職員とする。

②児童発達管理責任者の中で、児童発達管理責任者実務経験年数の長い職員とする。

<取り組み内容>

常用雇用又は契約社員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員処遇改善加算制度の対象職種職員に対し、介護職員処遇改善加算を支給する。支給優先順位は経験・技能のある介護職員に対する資格手当増額を優先する。残額については下記 (1)、(2)、(3) の優先順位とし、年度実績報告時までに支給額が算定額を下回る場合は、6 月にて特別報奨金または一時金として調整し、残額を支給する場合がある。介護職員処遇改善加算の賃金改善方法は、(1) 基本給、資格手当、特別手当、役職手当、扶養手当、休日手当、土・日加算手当、その他各種手当の給与項目に含む (2) 処遇改善加算手当 (3) 特別報奨金または一時金として支給する。ただし、処遇改善加算が継続した場合であり、支給額は勤務期間や勤務時間により異なるものとする。

経験・技能のある介護職員には上記経験年数に応じて資格手当を増額し、改善後の賃金が年額 440 万円以上になる賃金体系を設ける。

職場環境等要件について

区分	○
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ○
	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ○
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ○
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ○
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ○
	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ○
	有給休暇が取得しやすい環境の整備 ○
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ○
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ○
	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ○
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備 ○
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 ○
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ○
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 ○